

社発第 T-29 号
2018 年 4 月 17 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則」の
一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高尚のとおり、東京、名古屋、札幌および福岡の各取引所は、信用取引等の委託保証金代用有価証券として物価連動国債を受け入れる際、連動係数を考慮して担保価値を算出することを明確化するため、「受託契約準則」の改正を公表しております。

つきましては、下記のとおり「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則」を一部改正することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則」の一部改正…別紙

<改正内容>

- ・物価連動国債を代用有価証券として受け入れる場合、日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に、財務省が公表する連動係数を乗じた値を時価とする旨を規定する（第 1 項(2)(イ)）。
- ・金融商品取引所上場有価証券を代用有価証券として受け入れる場合、金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段を時価とする旨を規定する（第 1 項(2)(ロ)）。

2. 実施日

2018 年 5 月 1 日

以 上

「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1. 代用有価証券の種類および代用価格</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前号における時価は、次に掲げる有価証券の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、当該時価のない場合は、合理的かつ適正な価格または気配値を時価とする。</p> <p>(イ) 日本証券業協会が売買参考統計値を公表する債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)</p> <p>日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債をいう。)にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)</p> <p>(ロ) 上記1.(1)に列挙する有価証券(同(イ)から(ト)に掲げるものを除く。)のうち金融商品取引所に上場されているもの</p> <p>金融商品取引所における最終価格(金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>(ハ) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>付則</p> <p>この改正規定は、2018年5月1日から実施する。</p>	<p>1. 代用有価証券の種類および代用価格</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 前号における時価は、次に掲げる有価証券の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、当該時価のない場合は、合理的かつ適正な価格または気配値を時価とする。</p> <p>(イ) 日本証券業協会が売買参考統計値を公表する債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)</p> <p>日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値</p> <p>(ロ) 上記1.(1)に列挙する有価証券(同(イ)から(ト)に掲げるものを除く。)のうち金融商品取引所に上場されているもの</p> <p>当該金融商品取引所における最終価格</p> <p>(ハ) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p>